改正電子帳簿保存法対策講習会

~まだ間に合う!これから始める最低限対応すべき事~

電子取引について電子帳簿保存法に対応した保存が、当初予定の 2022 年 1 月から 2 年間の猶予期間が 設けられ、2024 年 1 月より"完全"義務化されます。猶予期間はあるものの、企業が対応すべき範囲は想像 以上に広く、しっかりとした対策が必要です。電子帳簿保存法とは関係がないと思っている企業でも、取引 先からメールなどに添付されて送られてきた請求書の PDF ファイルや EDI システムで授受されたデータ は、必ず電子データで法令要件に従って管理することが必要となりました。今回のセミナーでは、準備すべ き事や電子取引の保存要件についての解説などを分かりやすく説明します。

講 座 内 容

- ■電子帳簿保存法(電帳法)とは? 電帳法の規制の範囲 帳簿・書類・電子取引とは
- ■今回の改正の内容 電子帳簿等保存制度/スキャナ保存制度
- ■電子取引データ保存 電子取引とは何か 電子取引の保存要件
- ■2022 年 1 月 1 日からの改正電帳法対応方法

講 師

きむら あきらこ 税理士事務所 所長

き む ら あきらこ





税理士。きむら あきらこ税理士事務所代 表。福岡県遠賀郡出身。法政大学法学部卒。 一般企業へ勤務後、会計事務所に勤務しな がら実質3年で税理士試験に合格。2000年 に税理士事務所を開業。中小企業の税務顧 問だけでなく、「小さな相続専門税理士」と して、庶民の小さな相続案件をサポートす る税理士としても知られる。セミナー講師 実績多数。「経理ウーマン」「納税通信」など 実務誌へ連載寄

時

令和4年 9月28日(水) 14:00~16:00

サンプラザ市原 11階 多目的室2

※Google Meet によるオンライン受講も可能です。 オンライン受講を希望される方には開催前に案内メールをお送りします

新型コロナウイルスの感染防止対策として、検温・消毒のほか、マスクの着用をお願いいたします。また、感染拡大の影響か ら、オンラインのみの開催となる可能性もございます。ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

切り取らずに そのままFAXしてください

FAX: 0436-22-4356 Eメール:seminar@i-cci.or.ip 市原商工会議所 講習会担当者 行

「改正電子帳簿保存法対策講習会」受講申込書 お問合せ:0436-22-4305

| 事業所名 | | 所 在 地 |
|-------|------------|-------|
| T E L | | F A X |
| 受講者名① | □会場□コナンライン | Eメール |
| 受講者名② | □会場 | Eメール |

※ご記入いただきました情報は、各種連絡・情報提供にのみ利用させていただきます。

[※]天災、交通ダイヤの乱れ、講師の病気等の事情により講師の変更、中止または延期となる場合があります。